

嶺南地域の脱炭素化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 嶺南地域の脱炭素化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）およびエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この補助金は、福井県内の二酸化炭素の削減を推進するため、県内住宅や事務所、施設等へEVまたはPHV、V2H充放電設備、太陽光発電設備の3点を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「電気自動車（以下EVという。）」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2)「プラグインハイブリッド自動車（以下PHVという。）」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3)「V2H充放電設備」とは、EVに搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、EVと建物の間で電力の充給電を行う設備のことをいう。
- (4)「リースモデル」とは、契約の名称にかかわらず、使用者が希望する設備（未使用品に限る。）をリース事業者が購入して使用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、使用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の（1）および（2）の要件を満たす者とする。

- (1) 嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）に住所または事業所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く）、個人（個人事業主を含む）であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)

- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 3 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業)

第5条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、別表に掲げる要件を満たす、EVまたはPHV、V2H充放電設備、太陽光発電設備の3点（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業における補助対象設備の購入費用とする。

(補助額)

第7条 補助金の額は下表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額
補助事業における補助対象設備の購入費用	100万円

(補助金交付申請等)

第8条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）および交付請求書（様式第2号）を、次に定める必要書類を添えて、提出しなければならない。

EV、PHV	<p>福井県次世代自動車普及促進事業補助金へ申請する場合 (1) 交付決定通知書(写し)</p> <p>福井県次世代自動車普及促進事業補助金へ申請しない場合 (1) 福井県次世代自動車普及促進事業補助金交付要領第7条で定める書類 (2) その他県が必要と認める書類</p>
V2H 充放電設備	<p>福井県V2H充放電設備設置支援事業補助金へ申請する場合 (1) 交付決定通知書(写し)</p> <p>福井県V2H充放電設備設置支援事業補助金へ申請しない場合 (1) 福井県V2H充放電設備設置支援事業補助金交付要領第8条および14条で定める書類 (2) その他県が必要と認める書類</p>
太陽光発電設備	<p>福井県企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金または、居住する市町からの住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金へ申請する場合 (1) 交付決定通知書(写し)</p> <p>福井県企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金または、居住する市町からの住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金へ申請しない場合 (1) 福井県企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要領第8条および第14条で定める書類または、それに準ずる居住する市町が住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要領で定める書類 (2) その他県が必要と認める書類</p>

2 補助金交付申請の方法は、申請書の正本を持参、郵送(書留等配達記録が確認できるもの)又は電子データを energy@pref.fukui.lg.jp 宛てにメール提出すること。

3 提出された補助金交付申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備及び不足がないものについて受理する。

4 提出された書類等は、原則として返却しない。

5 補助金交付申請書の提出期間は、令和8年4月17日から令和9年3月31日までとする。

(交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、交付申請書等の提出と併せて、前条の補助金交付請求書を受理したときは、前項の規程による通知をした後、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき。
- (3) 補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又は、これに附した条件に違反したとき。

(補助金の返還等)

- 第 11 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(調査及び指示)

- 第 12 条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地を調査し、若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

(財産管理)

- 第 13 条 補助事業者は、事業実施主体に対し、取得財産等を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図り、適切に管理することを指示するものとする。

(財産処分の制限)

- 第 14 条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(様式3号)及び取得財産等の処分等による収入金報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
 - 4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

- 第 15 条 補助事業者のうち法人および個人事業主は、補助事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類となる書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間事業の関係書類を保存しなければならない。ただし、取得財産等については、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

- 第 16 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月17日から適用する。

別表

<p>EV, PHV</p>	<p>(1) 令和8年4月1日以降に経済産業省補助金の交付決定を受けていること。</p> <p>(2) 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が福井県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約等の場合にあつては、「使用の本拠の位置」が福井県内にあること。</p> <p>(3) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の「用途」が乗用もしくは貨物であること。</p> <p>(5) 補助事業者がリース事業者である場合、自動車検査証に記載された使用者とリース契約を締結している車両であつて、リース料金について、県からの補助金の額に応じた金額を通常のリース料金から減額して設定するとともに、その内容を貸与料金の算定根拠明細書（様式第3号）に記載すること。また、リース契約期間は処分制限の期間を含む期間とすること。</p> <p>※転リース等により、県補助金を申請するリース事業者が自動車検査証に記載された使用者と直接リース契約を締結していない場合は、中間リース会社のリース契約書及び、中間リース会社作成の貸与料金の算定根拠明細書も提出すること。</p> <p>(6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。</p> <p>(7) 補助事業者（補助事業者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社から不当に値引かれて調達された車両ではないこと。</p> <p>(8) 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが完了していること、又は、全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。</p> <p>※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。</p>
<p>V2H 充放電設備</p>	<p>(1) 経済産業省補助金と併用する場合、経済産業省補助金の交付決定通知書の受領後に県補助金へ申請すること。なお、経済産業省補助金の交付決定通知は令和8年4月1日以降に受けていること。</p> <p>(2) 補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。</p> <p>(3) 補助対象者がリース事業者の場合、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することについては貸与料金の算定根拠明細書（様式第7号）に記載すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(4) 補助対象設備が補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社から不当に値引かれて調達されていないこと。</p> <p>(5) 補助対象設備販売業者、設置工事業者等への購入代金全額の支払いが完了していること、又は、全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。</p> <p>※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを</p>

	<p>証明できることをいう。</p> <p>(6) 補助対象期間内に経済産業省補助金の補助対象設備にV2Hシステムとして、登録をされているものであること。また、商用化されており導入実績があるものであること。</p> <p>(7) 未使用品であること。(中古品は補助対象外)</p> <p>(8) 国又は県の他の同種の補助金(第3条に規定する経済産業省補助金を除く)の交付を重複して受けるものでないこと。</p> <p>(9) V2H充放電設備販売業者等が販売促進活動(展示等)に使用する設備ではないこと。</p> <p>(10) 補助対象設備の導入が令和9年3月31日までに完了すること。ただし、止むを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときは、補助事業者はその理由を知事に報告するとともに、知事の指示に応じること。</p>
<p>太陽光 発電設 備</p>	<p>(1) 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>(2) 補助事業実施時における最新の各種法令等を遵守した事業であること。</p> <p>(3) 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。(リース事業者のよる導入の場合は、リース事業も含む)</p> <p>(4) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(5) FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(6) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>(7) 県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に補助対象設備を設置する事業であって、建物に補助対象設備を設置する場合はその建物、土地に補助対象設備を設置する場合はその土地を自ら所有していること。なお、野立ての太陽光発電設備を設置する場合は、事務所又は事業所となる建物と同じ敷地内に設置するものに限る。</p> <p>(8) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(9) 再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に示す(ア)～(シ)について遵守すること。</p> <p>(ア) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(イ) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(ウ) 防災、環境保全及び景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</p>

- (エ)一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (オ)20kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日及び本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、柵塀等の設置が困難な場合や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には柵塀等の設置を省略することができる
- (カ)電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理し、及び保存すること。
- (キ)設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (ク)接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (ケ)防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊の防止及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- (コ)補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (サ)補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (シ)災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (10) 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）が1kW 以上であること。
- (11) 商用化されており、導入実績があるものであること。
- (12) 未使用品であること（中古品は、補助対象外）。
- (13) 固定方法は、「JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等、一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重等）を満たすものであること。なお、屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は、積雪を考慮した上で、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。
- (14) 補助対象設備の導入に係る注文書等の日付が令和8年4月1日以降であること。
- (15) 補助対象設備の導入が令和9年3月31日までに完了すること。ただし、止むを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときは、補助事業者はその理由を知事に報告するとともに、知事の指示に応じること。